

## 就学前の困難を抱える子どもとその家族に対する支援について(福祉部 社会・障がい者福祉課所管事業)

### 1. 経済的支援

#### (1)障がい者の自立と社会参加促進にかかる支援の強化

##### ①障がい児福祉手当

- ・重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給

##### ②医療的ケア児等在宅レスパイト

- ・在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療保険の適用を超える自宅での訪問看護を提供

##### ③補装具・日常生活用具

- ・身体上の障がいを補い、日常生活を容易にするための補装具の交付や修理を提供
- ・介護訓練や自立生活支援、在宅療養支援、情報意思疎通支援のための日常生活用具の購入費用の一部を補助

##### ④軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成

- ・身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対する補聴器等の購入費用の一部を助成

##### ⑤その他（心身障がい者扶養共済制度掛金補助）

- ・心身障がい者扶養共済制度（障がい児(者)を持つ保護者が生存中に掛金を納付することにより、保護者が亡くなった場合などに障がい児(者)に終身年金を支給する任意の加入制度)の加入者に対し、掛金の全部又は一部を補助

## 就学前の困難を抱える子どもとその家族に対する支援について(福祉部 社会・障がい者福祉課所管事業)

### 2. 身体的支援

#### ○サービス領域

#### (1)障がい者の自立と社会参加促進にかかる支援の強化

##### ⑥障がい児通所支援

- ・障がい児の日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応など生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を促進
- ・障がい児が、集団生活を営む保育所等の施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を提供

##### ⑦日中一時支援

- ・障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい児の介護者に対する就労支援及び一時的な休息を図るため、日中、児童通所サービス事業所において、見守り、及び社会に適応するための日常的な訓練等の支援を提供

##### ⑧訪問系・日中系サービス

- ・障がい児が地域で自立した生活を送ることができるよう支援を提供  
(居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所など)

##### ⑨その他(障がい児相談支援)

- ・一般的な相談支援事業に加え、発達障がい等に関し、相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、関係機関等との調整を含めた支援を提供

# 就学前の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

## ①障がい児福祉手当給付事務 (社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係)

### 1 目的

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がいによる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給することにより、障がい者・障がい児の福祉の増進を図る。

#### 【手段】

対象者及びその家族の申請により所得状況・障がい状況の審査を行い、認定された者に対して、手当を支給する。

### 2 対象

20歳未満の在宅で重度の障がいにより常時介護を必要とする障がい者・障がい児

### 3 実績 (未就学児抜粋)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
障がい手帳 所持者数	50人	65人	66人
支給者数	12人	17人	22人

### ※成果と課題

【成果】新規申請の相談時には、診断書配付前に、制度の内容や該当要件等について詳しく説明を行った。

【課題】手帳の新規取得者のみならず、転入者や手帳を持たない方に対しての、制度案内や申請手続きの周知が完全ではない。

### 4 事業費(令和7年度)

●人件費(238千円) ※事務事業評価シートから (按分率: 約1割)  
正職員: 0.03人

●需要費(0.5千円) 消耗品 (按分率: 約1割)

●役務費(6.5千円) 通信運搬費 (按分率: 約1割)

●使用料及び賃借料(2.1千円) 複写機借上料 (按分率: 約1割)

●扶助費(2,819千円)  
障がい児福祉手当 2,818,814円

事業費 合計: 3,067千円

### 5 その他

【障がい区分による対象者要件】  
身体障がい者(1・2級)の一部  
知的障がい者(A1)及び(A2)の一部

# 就学前の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

## ②医療的ケア児等在宅レスパイト事業（社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係）

### 1 目的

在宅の医療的ケア児等が利用中の訪問看護ステーションが、健康保険法の適用対象時間等を超えて訪問看護を実施した場合に、その費用を助成する。児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（国庫1/2）及び地域障がい児支援体制強化事業費等補助金（県費1/4）。

【手法・手段】助成金の支給（※公費負担割合：9割若しくは10割）

### 2 対象

医療的ケア児等の介護者

### 3 実績（未就学児抜粋）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者数	一人	一人	一人
登録者数	3人	3人	3人
実利用者数	1人	1人	0人
利用時間	3.5時間	1時間	0時間

### ※成果と課題

【成果】障がい者ガイドブックやスペシャルサポートガイドブックによる周知を行い、指定計画相談支援員と訪問看護ステーションへの周知を徹底することで、今年度は10名（就学中含む）の登録があり、在宅の医療的ケア児等の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るための周知促進が進められた。

【課題】利用促進のために、地域住民への周知の徹底と、地域の訪問看護ステーションや指定計画相談支援事業所に対して、引き続き案内をしていく必要がある。また、在宅以外（学校等での使用）において利用をしたいという要望が上がっているため、要綱の改正を検討する必要がある。

### 4 事業費（令和7年度）

●人件費（128千円） ※事務事業評価シートから（按分率：約3割）  
正職員：0.02人

●負担金補助及び交付金（0千円）  
医療的ケア児等在宅レスパイト助成金 0円（実績なし）

事業費 合計：425千円

### 5 その他

#### 【医療的ケア児等在宅レスパイト事業の流れ】

- ①助成対象者から訪問看護事業者を通じて飯塚市に利用申請
  - ②市による利用決定後、助成対象者は利用開始
  - ③レスパイト利用を訪問看護事業者へ依頼
  - ④助成対象者はレスパイト利用後、一部負担金を訪問看護事業者に支払い
  - ⑤訪問看護事業者は市に対して利用実績報告及び助成金を請求
- ※医療的ケア児者一人につき、1年間当たり48時間が上限

# 就学前の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

## ③補装具・日常生活用具給付事業（社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係）

### 1 目的

障がい者の生活のしづらさを軽減するために補装具や日常生活用具等を購入する際の費用の一部を助成することにより、障がい者・障がい児の福祉の増進を図る。

【手法・手段】補装具、日常生活用具等の購入又は修理に要する費用の一部を助成する。

### 2 対象

補装具の交付・修理や日常生活用具の貸与・給付、住宅改造を必要とする障がい者・障がい児

### 3 実績（未就学児抜粋）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
身体障がい手帳所持者数	15人	18人	23人
補装具支給（延べ）	4人	15人	11人
日常生活用具支給（延べ）	6人	7人	6人

### ※成果と課題

【成果】装具の巡回相談については市報等で周知を行い、今年度からの会場の変更等にも、関係機関・業者等と連携して、柔軟に対応し行うことができた。日常生活に必要とする補装具および日常生活用具の給付により、障がい者の在宅生活を支援することができた。

【課題】補装具については、県の判定等が必要な場合があるため、窓口にて障がい状況等を詳しく聞き取る必要がある。円滑に支給判定ができるように、書類不備等が無いよう、申請者や病院、業者に対して、制度や手続き方法の説明を丁寧に行う必要がある。

### 4 事業費（令和7年度）

●人件費(5,187千円) ※事務事業評価シートから (按分率:約3割)  
正職員:0.48人 会計年度任用職員:0.30人

●需要費(24千円) 消耗品 (按分率:約3割)

●役務費(188千円) 通信運搬費 (按分率:約3割)

●使用料及び賃借料(9千円) 複写機借上料 (按分率:約3割)

●扶助費(2,994千円)

補装具給付費 2,480,642円

障がい者日常生活用具給付費 512,483円

事業費 合計:2,723千円

### 5 その他

【日常生活用具の種別（7年度実績数）】

- ・介護訓練用具
- ・自立生活支援用具
- ・在宅療養支援用具（吸引器 1件）
- ・情報意思疎通支援用具
- ・住宅改修
- ・排泄管理支援用具（紙おむつ 5件）

# 就学前の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

## ④軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業（社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係）

### 1 目的

障がい者手帳の交付対象外である軽度・中等度の難聴児が補聴器を購入する際の費用の一部を助成する。

【手法・手段】補聴器の購入に要する費用の一部を助成する。

### 2 対象

補聴器を必要とする軽度・中等度難聴児

### 3 実績（未就学児抜粋）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実利用者数 (延べ)	0人	0人	0人

### 4 事業費（令和7年度）

●人件費(0千円) ※事務事業評価シートから

●扶 助 費(0千円)

軽度・中等度難聴児補聴器給付費 0円（実績なし）

事業費 合計：0千円

### 5 その他

#### 【軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成制度の対象要件】

助成金の対象児は、以下の全てに該当する者

- (1) 飯塚市内に住所を有していること。
  - (2) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
  - (3) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない者であること。ただし、医師（法第15条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の医師をいう。以下同じ。）が、補聴器を装着することにより、言語の習得等に一定の効果があると認め、かつ市長が特に認めた場合はこの限りでない。
- ※世帯員の所得要件あり

### ※成果と課題

【成果】福岡県の事業実施要綱改正に併せ、本市でも対象となる補聴器等の額改定を行った。また障がい者ガイドブックに掲載し制度の周知を図った。

【課題】制度の利用が必要な方に情報が届くように、医療機関や業者を通じて制度の周知を行う。

# 就学前の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

## ⑤障がい児(者) 助成事業 (社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係)

### 1 目的

障がい者・障がい児の自立と社会参加の促進を図るため、助成を行い保護者の経済的な負担の軽減を図る。

【手法・手段】申請により所得状況、支給要件等の審査を行い、心身障がい者扶養共済制度掛金補助金を交付する。

### 2 対象

障がい者・障がい児とその保護者

### 3 実績 (未就学児抜粋)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
障がい手帳所持者数	50人	65人	66人
支給者数	0人	0人	0人

### ※成果と課題

【成果】扶養共済制度の申請対象者には、申請書等を送付し、手続きの案内を行った。

【課題】引き続き制度の周知を行うとともに、対象者への適切な情報提供が必要である。

### 4 事業費(令和7年度)

●人件費(0千円) ※事務事業評価シートから

●負担金補助及び交付金(0千円)

心身障がい者扶養共済制度掛金補助金 0円(実績なし)

事業費 合計：0千円

### 5 その他

#### 【心身障がい者扶養共済制度の概要】

- ・障がいのある方へ終身年金を支給する「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」を、県条例等に基づいて実施。
- ・障がいのある方を扶養している保護者が加入者となり、毎月、一定の掛金を納付し、保護者(加入者)の死亡等により、障害のある方に対して終身一定額の年金を支給する任意加入の相互扶助保険事業
- ・統括実施：独立行政法人 福祉医療機構(WAM)

# 就学前の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

## ⑥障がい児通所支援事業 (社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係)

### 1 目的

児童福祉法の規定に基づき、障がい児の日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応など生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進ができるよう障がい児通所給付費を支給する。

【手法・手段】申請に基づき聞き取り調査を行い、障がい児通所給付費の支給決定を行う。

### 2 対象

18歳未満の障がい児通所支援を必要とする障がい児

### 3 実績 (未就学児抜粋)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
給付対象者数	283人	292人	308人
実利用者数(延べ)	3,226人	3,454人	3,680人
サービス事業所数	46ヶ所	52ヶ所	51ヶ所
児童発達支援給付費	526,432千円	600,985千円	668,265千円

### ※成果と課題

【成果】令和6年4月より新たに発行した障がい児ガイドブック(スペシャルサポートガイドブック)を配布することで、制度の周知を行った。相談支援専門員への集団及び実地指導を行い、相談業務の質の向上を図った。また、月々の給付費請求審査時に事業所等へ請求内容の確認を適宜行い、請求の正常化に努めることができた。

【課題】指定障がい児相談支援事業所の新規指定や相談支援専門員の増に努め、質の高い相談支援を行うために相談支援専門員の質の向上を図り、支援を必要とする人に適切なサービスを提供する必要がある。

### 4 事業費(令和7年度) (未就学児抜粋)

●人件費(2,791千円) ※事務事業評価シートから(按分率:約3割)  
正職員:0.28人 会計年度任用職員:0.14人

●役務費(14,310千円) (按分率:約3割)  
通信運搬費 65千円  
審査支払手数料 422千円  
障がい児支援利用計画作成手数料 13,823千円

●扶助費(670,775千円)  
児童発達支援給付費 668,264,295円  
保育所等訪問支援給付費 2,510千円(按分率:約3割)

事業費 合計:687,876千円

### 5 その他

現在、児童発達支援等における飯塚市内でのサービス供給体制は十分足りていると考えられ、現状数以上のサービス事業所増加は望ましくないとの状況であるため、新規事業所の設立は見送っている。

※令和6年1月開催の「飯塚市障がい者施策推進協議会」において決定

# 就学前の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

## ⑦障がい者在宅サービス事業（社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係）

### 1 目的

在宅の障がい児・障がい者とその家族に対して、各種福祉サービスを提供することにより、障がい児・障がい者の在宅生活の維持継続を支援する。

【手法・手段】日中一時支援、訪問入浴サービス等を提供する。  
※日中一時支援：介護が必要な障がい児・者を日中に一時的に施設等で預かることにより、介護する家族の休息の確保や就労支援等を図るもの。

### 2 対象

18歳未満の障がい児とその家族

### 3 実績（日中一時支援抜粋）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実利用者数	27人	23人	19人
利用日数	1,969日	2,158日	1,428日

### ※成果と課題

【成果】日中一時支援事業について、制度を活用することにより、障がい者・児の介護者である家族の一時的な休息を支援した。訪問入浴サービスについても、利用者は少ない（未就学児は実績なし）ものの、サービスを必要としている方に対する支援を行うことができた。

【課題】日中一時支援事業について、扶助費支出額の増加に伴い、利用回数の上限定、時間区分の細分化等実施基準の見直しを行い、平成30年度から施行することとしたが、今後も動向を注視する必要がある。

### 4 事業費（令和7年度）

●人件費(167千円) ※事務事業評価シートから（※按分率：約0.98割）  
正職員：0.0069人 会計年度任用職員：0.03人

●需要費(1.8千円) 消耗品費・印刷製本費（※按分率：約0.98割）

●役務費(4千円) 通信運搬費

●扶助費(2,065千円)

日中一時支援事業給付費 2,065,000円（相当）

訪問入浴サービス事業給付費 0円（実績なし）

事業費 合計：2,238千円

### 5 その他

（利用対象者）

- ・身体障害者福祉法第15条に規定する身体障がい者手帳の交付を受けた児童
- ・療育手帳の交付を受けた者又は療育手帳の交付を受けていない児童であつて、早期の療育が必要と市長が認めたもの
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者又は同等の障がいを有することを証明する書類を有する者
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働省が定める程度である者 など

# 就学前の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

## ⑧障がい者自立支援給付事業 (社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係)

### 1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、居宅介護などのサービスの支給決定を行う。

【手法・手段】障がい支援区分や障がい者自立支援審査会の結果をもとに福祉サービスの支給決定を行う。

### 2 対象

福祉サービスの利用を必要としている障がい者・障がい児

### 3 実績（未就学児抜粋）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実利用者数	7人	8人	17人
利用日数	480日	816日	608日

### ※成果と課題（※未就学児以外を含む）

【成果】サービス利用量の増加に伴い給付費も増加している。障がい者・児が生活していく上で必要な事業であり成果は上がっている。指定特定相談支援事業所の新規指定を行い、相談支援専門員への集団及び実地指導を行うことで相談業務の質の向上を図り、適正なサービス提供に努めた。

【課題】今後もサービスの必要量は増加する見込みであるため、それに伴い給付費は増加する見込みである。指定特定相談支援事業所の新規指定を行い、質の高い相談支援を行うために相談支援専門員の質の向上を図り、支援を必要とする人に適切なサービスを提供する必要がある。

### 4 事業費（令和7年度）

●人件費(45.4千円)※事務事業評価シートから (※按分率：約0.036割)  
正職員：0.0047人 会計年度任用職員：0.002人

●需要費(0.11千円)消耗品費 (※按分率：約0.036割)

●役務費(833.3千円)

通信運搬費 1,290円 (※按分率：約0.036割)

審査支払手数料 11,980円 (※按分率：約0.036割)

サービス利用計画作成手数料 820,000円 (※按分率：約1割相当)

●委託料(1.2千円) システム改造 (※按分率：約0.036割)

●使用料及び賃借料(2.9千円) (※按分率：約0.036割)

複写機借上料 72円

障がい福祉サービスシステム使用料 2,8510円

●扶助費(9,200千円)

介護給付費 9,200,000円 (相当)

訓練等給付費 0円 (実績なし)

事業費 合計：10,083千円

### 5 その他

【未就学児にかかるサービスの種別（7年度実績人数）】

・居宅介護（6人）・同行援護・行動援護・短期入所（11人）

# 就学前の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

## ⑨ 発達障がい児等・相談支援機能強化事業 (社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係)

### 1 目的

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、関係機関との連携調整が必要とされる困難案件も含め、専門的職員の配置による相談支援事業を実施【手法・手段】  
基幹相談支援センターから、専門相談員を派遣し相談支援等を実施

### 2 対象

福祉サービスの利用を必要としている障がい者・障がい児

### 3 実績 (未就学児抜粋)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実利用者数	98人	105人	68人

### 4 事業費(令和7年度)

●人件費(90千円) ※事務事業評価シートから(※按分率 約0.2割)  
正職員: 0.009人

●委託料(1,828千円) (※按分率 約0.2割)  
基幹相談支援センター運営事業委託料 1,828千円(案分推定)

事業費 合計: 1,918円

### 5 その他

#### 【発達障がい児等・相談支援機能強化事業の概要】

実施場所: こども発達療育センターテコテコ内「トントン」

相談体制: 専門的相談員 1名(常駐)

主な相談内容:

- ・ 疾病や障がいについて
- ・ 相談窓口について
- ・ 療育について
- ・ 家族や所属先での過ごし方・かかわり方について など

### ※成果と課題(※基幹相談支援センター総括)

【成果】専門的職員の組織対応により、関係機関と連携し障がい者の地域生活支援を行うことができた。また、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークの専門部会等において、研修会を実施するなど関係機関等とのネットワークを構築し、地域課題を共有することで、相談支援体制を強化することができた。

【課題】基幹相談支援センターにおいて委託業務が適切に遂行されるように監督するとともに、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標の達成に向け、基幹相談支援センター等の運営について継続して協議を行う必要がある。今年度新たに取組んだ施設連絡協議会や各部会の講演会等を引き続き取組んでいく必要がある。

# 就学前の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

## 事業費(令和7年度)一覧

### 1. 経済的支援

#### (1)障がい者の自立と社会参加促進にかかる支援の強化 (主要事業費目)

①障がい児福祉手当給付事務 (障がい児福祉手当)	3,067
②医療的ケア児等在宅レスパイト事業 (医療的ケア児等在宅レスパイト助成金)	425
③補装具・日常生活用具給付事業 (補装具給付費・障がい者日常生活用具給付費)	2,723
④軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業 (軽度・中等度難聴児補聴器給付費)	0
⑤障がい児(者)助成事業 (心身障がい者扶養共済制度掛金補助金)	0

### 2. 身体的支援【サービス領域】

(単位：千円)

#### (1)障がい者の自立と社会参加促進にかかる支援の強化 (主要事業費目)

⑥障がい児通所支援事業 (児童発達支援給付費・障がい児支援利用計画作成手数料)	687,876
⑦障がい者在宅サービス事業 (日中一時支援事業給付費)	2,238
⑧障がい者自立支援給付事業 (介護給付費・サービス利用計画作成手数料)	10,083
⑨発達障がい児等・相談支援機能強化事業 (基幹相談支援センター運営事業委託料)	1,918